

令和2年4月13日

支部長殿

東京都飲食業生活衛生同業組合

事務局



コロナウイルス感染症特別融資について

平素は、当組合諸運営に関しましては格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて表題に関しまして、過半ご案内をさせて頂きましたが、現在新たに国によるコロナウイルス感染症特別融資も公庫で取り扱うこととなり、生衛融資との2本立てとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別融資（組合経由）

※ 現在組合経由で融資をお借入れの方

組合本部へTEL ⇒ 来所日を決定 ⇒ 証明書を発行 ⇒ 公庫へ郵送

※ 公庫へ郵送後、本来なら公庫にて面談です。

しかし、現在各支店申し込みが殺到しており面談迄時間がかかりますが、組合の証明書を付けて借換（融資一本化）で申し込むとほとんどの方が電話での面談になります。（組合員さんだけです）

2. 新型コロナウイルス感染症特別融資

※ 新規にお借入れの方

直接公庫へ書類をお持ち下さい。 詳細は別紙参照